

第20回 航空輸出入通関・海上輸出入通関WG 議事要旨

1. 日時 : 平成27年11月13日(金) 10:00~12:00
2. 場所 : ソリッドスクエア西館1階 第2会議室
3. 議事の概要

(1) 議題

① 第19回WGの意見等報告

○ 事務局(センター)から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。

② マイナンバー(法人番号)に係る対応<4>

○ 事務局(センター)から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

③ 輸出入申告項目の見直し<3>

○ 事務局(センター)から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

④ 原産地証明書識別の4桁化

○ 事務局(センター)から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆ マイナンバー(法人番号)に係る対応<4>

○ JASTPROコードと法人番号の紐づけ関係の情報について、平成29年10月の更改後に分かるのでは遅いと感じている。それ以前の段階で知ることは出来ないか。また一覧で閲覧が出来るような方法で提供されないのか。(委員)
⇒ 平成28年の春頃に、法人番号との紐づけに関する案内がJASTPROから行われる予定であり、順次紐づけ作業が行われていく。その後、総合運転試験の段階でNACCSの輸出入者コードのテーブルに組み込まれる予定としており、その時点でNACCSセンターとしても紐づけ関係の情報を保持するので、ご提供が可能になるだろうと考えている。それ以降に紐づけされた情報についても、2回目、3回目と更新していく予定としている。提供の手段は現段階では検討中である。また、JASTPROにより輸出入者コード集が作成されているが、そのようなものをどのタイミングで作成するかについては、JASTPROによる作業なので、相談をしていきたい。いずれにしても何らかのかたちで情報提供は出来ると考えている。(事務局)

○ 現行では「輸出入者情報照会(IIIE)」業務から輸出入者コードを照会出来るが、法人番号の情報についてもIIIE業務から照会が出来るということが良いか。(委員)

⇒ ご認識の通りである。詳細は「マイナンバー(法人番号)に係る対応<4>」の11ページに記載している通りであるが、JASTPROコード等と紐づけ

が行われていれば、IIE業務で法人番号を検索キーとして、社名・住所等の情報を照会することも可能になる。(事務局)

○ JASTPROコードと法人番号の紐づけは、JASTPROより郵送で案内されるということだが、税関発給コードも同じような案内があるのか。(委員)
⇒ JASTPROコードと同じように案内を通知するか、または税関で一括して変換を行うかが考えられるが、現段階では検討中である。(関税局)

○ 4-5ページについて、4ページのJASTPROコード及び、税関発給コードは法人番号が“有”となっていて、5ページのJASTPROコード及び、税関発給コードは法人番号が“無”となっているが、その法人が法人番号を有しているかはどうやって判断すればよいのか。(委員)
⇒ 4ページは法人の場合の対応を示している。5ページは個人や、或は法人番号を持たない法人の場合の対応を示している。JASTPROコードや税関発給コードは、現行でも法人か個人の識別がされているので判別は可能である。(事務局)

○ 今後、ある特定の切替日以降は紐づけがされていないJASTPROコードまたは税関発給コードが一切使えなくなってしまうとなると通関業者への過大な負担が掛かることが想定できる。暫定期間を設けて、紐づけがされていない場合は注意喚起メッセージを表示する等して、法人番号との紐づけを促す期間は必須でないかと考えている。(委員)
⇒ 平成29年10月のNACCS更改のタイミングから法人番号の入力の必須をお願いしているが、様々なご要望があることは承知している。税関としては、適正通関も重要だが、迅速通関も重要であると考えており、また、同時期に申告官署の自由化等の大きな改正も控えており、同時期に大きな変更があるということは非常に大変なことだと理解をしている。その点も踏まえ今後も具体的な運用等について検討していきたい。(関税局)

○ 法人番号と紐づけがされている場合、住所等は自動補完されと思うが、強制入力をすることも可能か。(委員)
⇒ 従来通り可能である。(事務局)

○ 4ページの最上段、輸出入者コードに法人番号を利用する場合の対応について、IDA時に法人名を確認するための手段として、IDAに、例えば、法人番号確認要否欄等を設け“Y”を入力した場合は、法人番号DBにある社名等を紙で出力することは出来ないか。それでチェックを行えば、間違いが減るのではない

かと考える。(委員)

⇒ 確認を行う手段を提供するとすれば、例えば、IDAの入力画面に業務リンクを設けて「輸出入者情報照会（IIE）」業務にリンクするというのも現実的な対応として考えられる。いずれにせよ、ご要望は承ったので検討をさせて頂きたい。(事務局)

○ マイナンバー制度（法人番号）への対応として、既存のJASTPROコードや税関発給コードの入力を可能（法人番号との紐づけが有る場合）とする方針で決定しており、また、その法人番号との紐づけ等の管理をJASTPROへ一元化されるということだが、それ以降に更新や新規登録があった場合にJASTPROは現行同様に独自のJASTPROコードを発給し続けるのか。(委員)

⇒ 基本的には現行システムを改修して使用していくことになると思うので、JASTPROコードの発給は継続していくものだと考えている。ただし、法人番号と紐づけがされていることから、NACCSシステムは法人番号だけで利用することも可能である。(事務局)

○ 現行では無符号の輸出入者は社名等の情報を手入力すればよいが、次期ではコード（法人番号）の入力を行った上で、さらに社名等の情報を手入力しなければならない。また、この場合はコードを入力しても情報が補完されないので、正確性が担保されないことになる。現行の無符号者に対する対応に対して、次期ではコードを入力する負担が増えることが忘れられがちであるが、再認識して頂き、何らかの手当てを行って欲しい。(委員)

⇒ ご指摘の点は検討当初から挙げられている課題として理解をしている。この課題に対処できるよう検討を重ねてきたが、法人番号保有者全ての英文情報を入力することは困難であり、結果としては、最低限の対応として国税庁のデータをNACCSに取り込み、毎日更新を掛けることで、入力された法人番号が存在するかどうかのチェックを可能とすることにより多少なりとも負担軽減に繋げることとしたことをご理解頂きたい。(事務局)

○ 9ページの識別符号について、次期では“3. 不明”が新たに設けられており、それを選択した場合はコードを入力しなくても正常処理がされるようだが、仮に法人番号があるにも係らず誤って「3」を入力した場合、通関業者に対して何か対応を求められるのか。(委員)

⇒ 新たに設けた入力値なので、実運用の中でどのように活用していくのか今後も検討したいと考えている。税関としては通関業者が申告した情報は信頼しているので、3が入力された場合に追及する必要はないと考えているが、基本的には、法人番号の有無を確認いただき、適正な形で入力いただくということが原則に

なると考えている。(関税局)

○ 8ページについて、次期では税関発給コードの入力は可能だが、社名・住所等の変更があった場合、税関では更新手続きは行わないので、“社名・住所等の自動補完を希望する場合は、JASTPROに対して法人番号に係る情報登録の申し出をする必要がある”ということだが、平成29年10月以降に新たに税関発給コード取りたい場合、税関発給コードは発給されないのか。(委員)

⇒ 法人番号を有する法人に対して税関発給コードを新規に発給することはない。ただし、個人と法人番号を有さない法人に対しては、これまでどおり税関発給コードを発給する予定である。(関税局)

○ 通関業者としては既存のJASTPROコード、税関発給コード全てが法人番号と紐づけされることが理想であり、輸出入者に対して紐づけ作業の懇諭をJASTPROや税関、NACCSセンターから積極的に行っていただきたい。(委員)

⇒ ご指摘のとおり、全て紐づけが行われるが望ましいと考えており、JASTPROからは漏れなく登録案内が行われるが、返答がない場合にどの程度繰り返し案内を行うかは、JASTPROの方で今後検討すると聞いている。また、弊社としても、紐づけに係る手続きの懇諭を広く案内したいと考えているが、その際には、関係団体に対しても協力をお願いをさせていただきたいと考えている。(事務局)

⇒ 税関発給コードに関しては、全て紐づけを実施したいと考えている。(関税局)

○ 3ページ上段の質問において、「AEO申告と一般申告で輸出入者コードを使い分ける運用を行っており、その場合の法人番号との紐づけについて」質問しているが、回答欄の回答内容では正確な答えになっていない。(委員)

⇒ 質問の趣旨は、AEO申告と一般申告でJASTPROコードを使い分けている場合には、法人番号を紐づけようとすると同じ法人番号(13桁)になるという問題への対応を確認したいとするものであるが、AEOに関連する法人番号等の取扱いについては、関税局・税関で検討中なので、後日改めて税関からお知らせさせていただくこととなる。(事務局)

○ 他の委員の質問に対する回答の中で、JASTPROコードでは法人と個人の識別があるので法人番号紐づけの必要性の判断が可能であるとされていたが、法人番号を持たない法人はどのような取扱いになっているのか。(委員)

⇒ JASTPROコードを発給する際に、法人か個人を登録し、法人の場合は一般公開され、個人の場合は相手の同意が無ければ公開されないという対応がさ

れていると聞いている。また、法人の中で法人番号を持たない法人は殆ど無いのではないかと聞いている。(事務局)

○ 他の委員の質問と重なるが、AEO申告を行う輸出入者への枝番の体系等の対応については、引き続き検討をしているということで良いか。(委員)

⇒ ご認識の通りで良い。(事務局)

○ 次期稼働時は、JASTPROコードは使用不可とし法人番号のみで運用するというのではなく、JASTPROコードも引き続き利用可能としていくということが決定しており、それを前提として検討が進められていくという認識をして良いのか。(委員)

⇒ ご認識の通りで良い。(事務局)

○ 枝番を付与された法人番号の検索方法について、JASTPROコードと税関発給コードに紐づけられたものについては輸出入者ファイルに登録されているので、検索するイメージが出来るが、登録のない利用者については、通関業者はどのように検索を行えばよいのか。(委員)

⇒ 枝番付与の輸出入者コードを利用する場合、通関業者には当該輸出入者から通知がなされるものと考えている。通知されたコードから「法人番号情報照会(IEO1)」業務で照会すれば、社名等の確認は可能となる。(事務局)

○ 2ページ上から二段目の④の回答について、“過去の申告実績も把握できるように対応を検討中”とあるが、例えば、現行で税関発給コードを持っている利用者で、平成29年10月以降に住所等の変更があり、JASTPROコードを取得した場合でも申告実績は把握できるのか。(委員)

⇒ ご指摘の例では、法人番号が同じなので、法人番号から申告実績を把握できるものと考えている。(事務局)

○ 税関発給コードの住所等の情報の変更、JASTPROコードの住所等の情報の変更、またはコードの追加等、データの更新があった場合は利用者に対して何かしら通知はあるのか。また、JASTPROコード及び、税関発給コードと法人番号の紐づけ作業が終わった後、そのデータを一括して提供していただくことは可能か。(委員)

⇒ JASTPROコードの管理主体はJASTPROになるので、コード追加、変更・削除等が行われた場合の対応をどのように実施していくのか、今後、JASTPROと相談しながら進めていきたいと考えているが、基本的には現行で対応していること(差分情報の提供、年2回の一覧情報の提供等)は、次期でも

継続して行われるものと考えている。なお、税関発給コードに関しては、管理主体が無くなることから住所変更等を通知等する手段は無いものと考えている。(事務局)

○ 2ページ上から二段目の④の回答について、“法人番号とJASTPROコード等は1対1の紐づけを行うことにより、申告実績等も把握可能となることから、継続性が損なわれないように対応すると考えている”とあるが、紐づけがされないJASTPROコードの場合は過去の実績は継続できないという理解でよいか。また、法人番号を持たない法人はJASTPROコードのみを持つことになると思うが、その輸出入者の実績もなくなるのか。(委員)

⇒ 紐づけていないので過去の実績は引き継ぐことが出来ない。後半の質問に関しては、JASTPROコードは継続して使用可能なので申告実績も継続されるものと考えている。(事務局)

○ 理解が正しいかももう一度再確認したい。法人番号を持たない法人については、現行どおりJASTPROコードや税関発給コードによる輸入申告が可能で、それらのコードは輸入申告書控にも参考情報ではなく輸入者符号として情報が表示されるということか。また、それらのコードに対して、申告実績が継続されるということの良いか。(委員)

⇒ ご理解のとおりで良い。(事務局)

○ IIEO1業務について、法人番号での検索のみであれば、国税庁のHPと何ら変わらない機能なのではないかと感じている。また、IIEO1業務が有料なのであれば、敢えてNACCSの業務で検索することはないと思うが、費用を掛けて新設する目的や費用対効果についてどのように考えているのか。(委員)

⇒ 国税庁からの法人情報の入手、データベース化は、利用者の入力負担の軽減(存在チェックによる誤入力の防止)を図るものであり、更に輸出入申告業務の中でNACCSを利用して簡単に法人番号の照会可能となる機能を提供することは関係者にメリットがあるものと考えている。一方で、和文からの検索機能については、開発経費も多額となることも一つの理由として対応を見送ったものである。(事務局)

◆ 原産地証明書識別の4桁化

○ “TPPにおいては貿易統計上の原産国と税率を適用する国が異なる場合がある”とあるが、どのようなケースか具体的に教えて欲しい。(委員)

⇒ 例えば、アメリカ原産でブルネイの税率を適用する等、TPP協定締結後は原産国と適用税率国が異なるケースがあると聞いている。その為、原産国コードと

は別に、明確にTPP協定のどの国の税率を適用するか意思表示が必要になる。現在、交渉中の国や地域もあり、増えていくことも考えると4桁化によりコード体系に柔軟性が出てくるので、今後の対応が出来るのではないかと考えている。(関税局)

- 4桁化ということはやむを得ない事情があることは理解出来るが、誤入力を防ぐという点で、現在の一つに纏められた入力項目ではなく、コード種別ごとに、原産地(申告)種別(2桁)、原産地証明者等区分(1桁)、貨物の種類(1桁)の3つの項目に分けるといった対応も考えられるのではないか。(委員)
- ⇒ 自社システムを利用されている場合は、項目分けは必要ではないと考えるが、パッケージソフトの利用者からみた場合、項目分けした方が誤入力防止や使い勝手の向上に繋がるということで強い要望が皆様からあれば、検討させていただきたい。この件について他の委員の方からも後日ご意見等があればいただきたい。(事務局)

以上